

防犯カメラの設置・運用に関する ガイドライン

多 治 見 市

令和2年4月

第1 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

多治見市は「多治見市生活安全条例（平成11年9月条例第31号。）」に基づき、市民や事業者と一体となって、犯罪のないまちづくりを推進しています。

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、その効果は社会的に認められており、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

しかし、その効果が認知される一方で、個人のプライバシーの保護など、不安を感じる人もいることから、防犯カメラの設置や運用に当たっては十分な配慮が必要です。

そこで、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図るため、「防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン」を策定しました。

2 対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、次のすべての要件を満たすカメラとします。

なお、要件のすべてを満たさないカメラであっても、不特定かつ多数の人を撮影する場合は、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮した適正な運用を行うことが求められます。

（1）犯罪の抑止を目的として継続的に設置されているカメラ

※ 施設の利用状況の把握等を主目的とするカメラであっても、副次目的に犯罪の抑止が含まれるものは、対象となります。

（2）不特定かつ多数の人を撮影するカメラであり、以下のような場所を撮影するカメラ

- 「道路」、「公園・広場」
- 「商店街・繁華街・地下街」
- 「駐車場・駐輪場」
- 「鉄道駅」、「バスターミナル」
- 「金融機関」、「小売店、百貨店、複合施設などの商業施設」
- 「ホテル・旅館」
- 「病院」

○「劇場・映画館・美術館」、「スポーツ・レジャー施設」、「観光施設」など

※ 不特定多数の人の出入りが想定されないマンションやアパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内等をもっぱら撮影している場合は対象となりません。

(3) 画像記録機能を備えたカメラ

画像を撮影する装置に、ビデオ、DVD、ハードディスクなど画像を記録し、表示する機能を備えたカメラとします。

画像記録機能を備えていないカメラは対象となりません。

第2 防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

1 設置目的の設定及び目的外利用の禁止

設置者は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 設置場所と撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してもよいというものではありません。

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影場所、方向等を定め、撮影範囲は必要最小限度にすることとします。

また、個人の私生活の干渉とならないようカメラの角度を調整するなど、住宅内部などの私的空間が映らないように配慮する必要があります。

3 設置の表示

犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近など見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称等をわかりやすく表示することとします。

4 管理責任者、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適

切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとします。

管理責任者が、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせることとします。

5 秘密の保持

防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラによって人の個人情報収集し、管理することになります。したがって、設置者等は、記録された画像や画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしてはなりません。なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。

また、防犯カメラ及び画像の管理及び運営に関する事務の全部又は一部の委託を受けた業者(委託を受けた外部者等)に対しても、画像から知り得た情報の漏えいや不当な使用をしないよう必要な措置をとることとします。

6 撮影された画像の適正な管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなどの施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じることとします。
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工はしないようにします。また、ビデオテープやDVD等の録画媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し・転送はしないものとします。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間(最大1か月を目安)とします。ただし、設置者等が犯罪・事故の捜査のため特に必要と判断するときは、保存期間を延長します。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をすることとします。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去を行い、画像が読み取れない状態にします。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、または無線を利用して運用する場合は、情報漏えい及び不正アクセス防止措置に特に配慮する必要があります。

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

(1) 撮影された画像データについては、次の場合を除き、他の目的での利用や他の者への閲覧・提供を禁止することとします。

①法令に基づく場合

「法令に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

②個人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために緊急又はやむを得ない場合

例えば、行方不明者の安否確認、災害発生時における被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

(2) 設置者等は、他の者に画像を閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容などを記録しておく必要があります。

8 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

9 業務の委託

防犯カメラの設置、運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、この留意事項の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。